

○誘導区域及び誘導施設の検討方針について

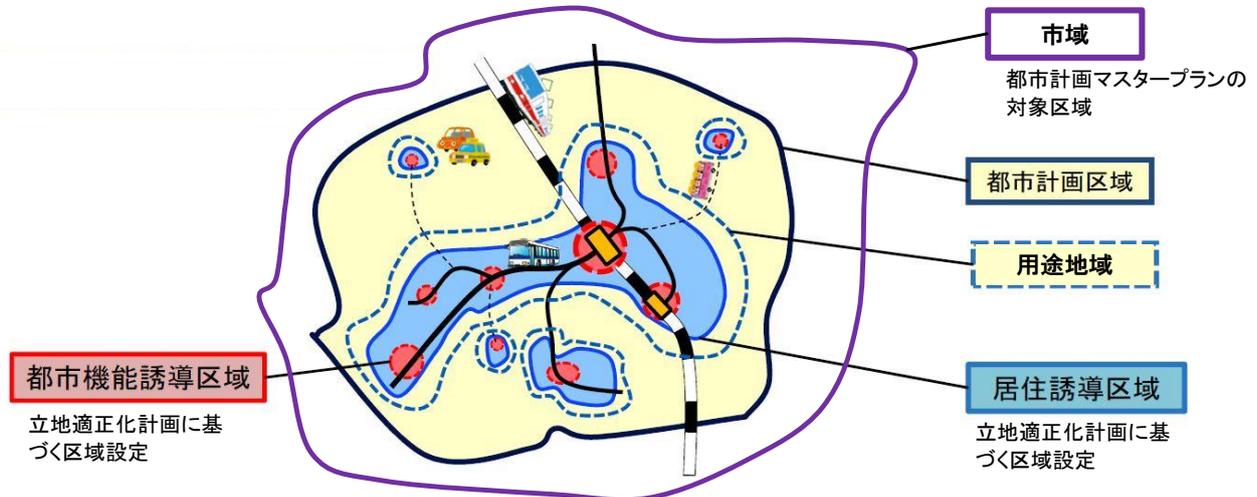
誘導区域や誘導施設は、立地適正化計画の根幹となる施策の一つです。

特に、誘導区域の設定に当たっては、まちづくりの方針を基本としながら、届出制度や今後の誘導施策等の対象区域となることを前提として、将来の人口等の見通しなどを踏まえつつ現実に誘導可能な区域とすることが必要です。

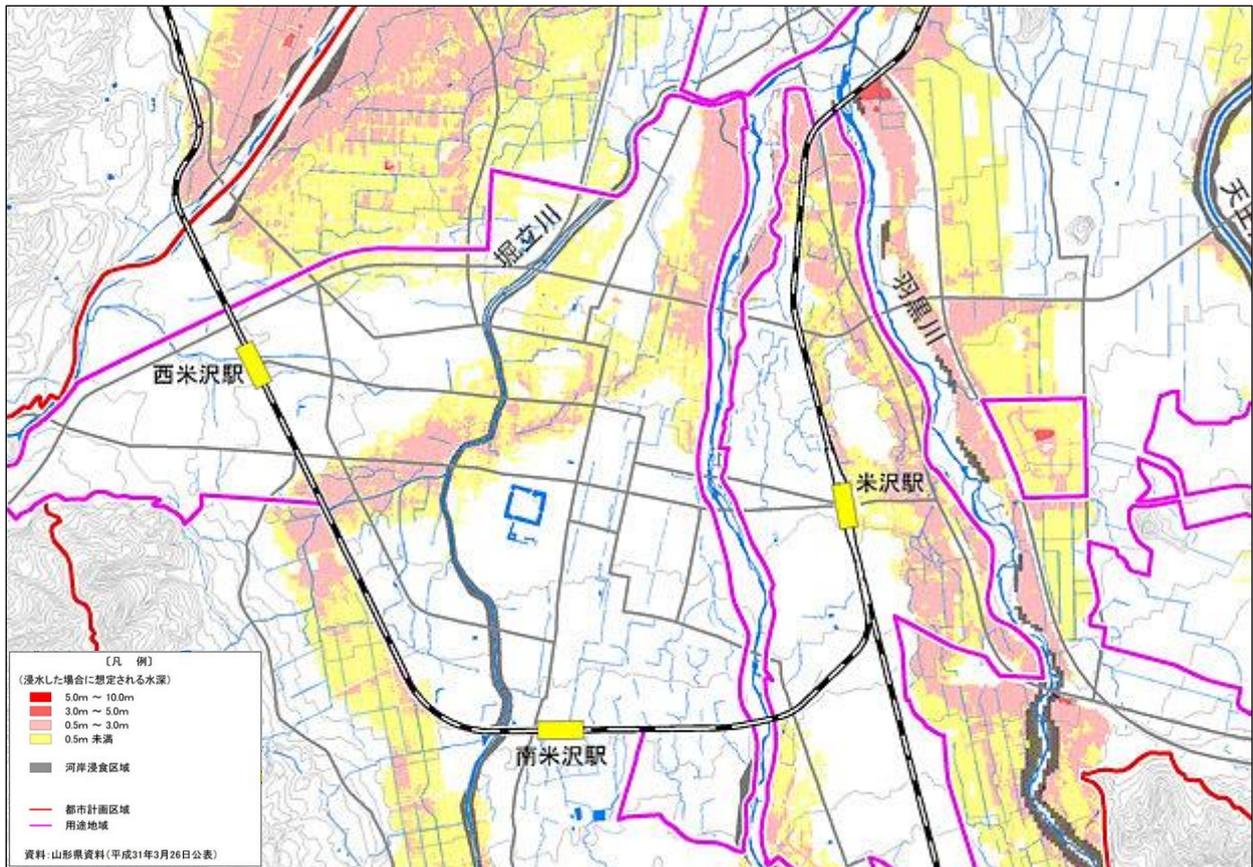
(現時点で検討を想定する誘導区域等の区分及び区域の概要・設定方針)

| 区 分 | 区域の概要・設定方針 (案) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 用途地域 | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 居住誘導区域 </div> | <ul style="list-style-type: none"> 人口集中地区及び最大浸水想定区域を勘案（最大浸水想定区域が比較的広範囲。可とする浸水水位を慎重に検討。）。 インフラ等の維持、誘導施策等により、持続的に良好な居住環境の形成・保全が可能な区域。 上記を踏まえつつ、将来に渡り一定の人口密度の維持が可能な区域。 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 都市機能誘導区域 </div> | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 中心・地域医療拠点 </div> | <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化計画区域を参考。 地域の子育てや健康な暮らしを支える様々な都市機能を誘導する区域で、地域医療の拠点となる区域。 対象とする誘導施設の位置を勘案。 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 学術拠点 </div> | <ul style="list-style-type: none"> 山形大学や米沢栄養大学、米沢女子短期大学の区域。 文化・学術・産業・研究等の交流を推進するとともに、大学等の学生や教員等の居住を強力に誘導する都市機能としての位置付け（「学園都市」を強調。）。 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 行政拠点 </div> | <ul style="list-style-type: none"> 市庁舎、国県庁舎、文化センター、体育施設等の行政施設が集積する区域。 行政や防災拠点等を中心とした都市機能を維持する区域。 |
| 誘導区域外 | <ul style="list-style-type: none"> 積極的な居住誘導は行わないが、一般市街地として従来と同じように居住が可能な区域。 |
| 用途地域外 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺住民のコミュニティ活動を支援する区域。 |

(誘導区域の概略図)



参考図：洪水浸水想定区域（想定最大規模）



誘導施設の設定に当たっては、まちづくりの方針を基本に、誘導区域の設定方針に沿いながら、下図を参考に検討します。

6. 誘導施設・誘導区域等の検討について

【誘導施設の検討について】

- 誘導施設の検討にあたっては、ターゲット、ストーリーの内容を踏まえた上で、その施設が都市機能誘導区域外に立地した場合には、今後のまちづくりに影響を与える等の観点から設定することが重要です。
- また、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられます。

〈留意点〉 誘導施設名に個別名称を書き込むべきではない。 ※例：○○市立博物館
 ・届け出対象を明確化するために施設の詳細（規模、種類等）を記載すること。 ※建築基準法の別表を参考にすることも考えられる。
 ・誘導施設を位置つけていない都市機能誘導区域が仮に定められた場合、当該区域は法律で規定している「都市機能誘導区域」に該当しない。

※中心拠点、地域拠点に必要な機能は、都市の規模、後背圏の人口規模、交通利便性や地域の特性等により様々であり、いかなる機能が必要であるかについては、それぞれの都市において検討が必要であるが、参考までに、地方中核都市クラスの都市において、拠点類型毎において想定される各種の機能についてイメージを提示する。

| | 中心拠点 | 地域／生活拠点 |
|----------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 行政機能 | ■ 中核的な行政機能 例. 本庁舎 | ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所 |
| 介護福祉機能 | ■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター | ■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、ミニデイケア等 |
| 子育て機能 | ■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター | ■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等 |
| 商業機能 | ■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積 | ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m ² 以上の食品スーパー |
| 医療機能 | ■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院 | ■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇m ² 以上の診療所 |
| 金融機能 | ■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫 | ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局 |
| 教育・文化機能 | ■ 市民全体を対象とした教育文化びの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館 | ■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター |

74